

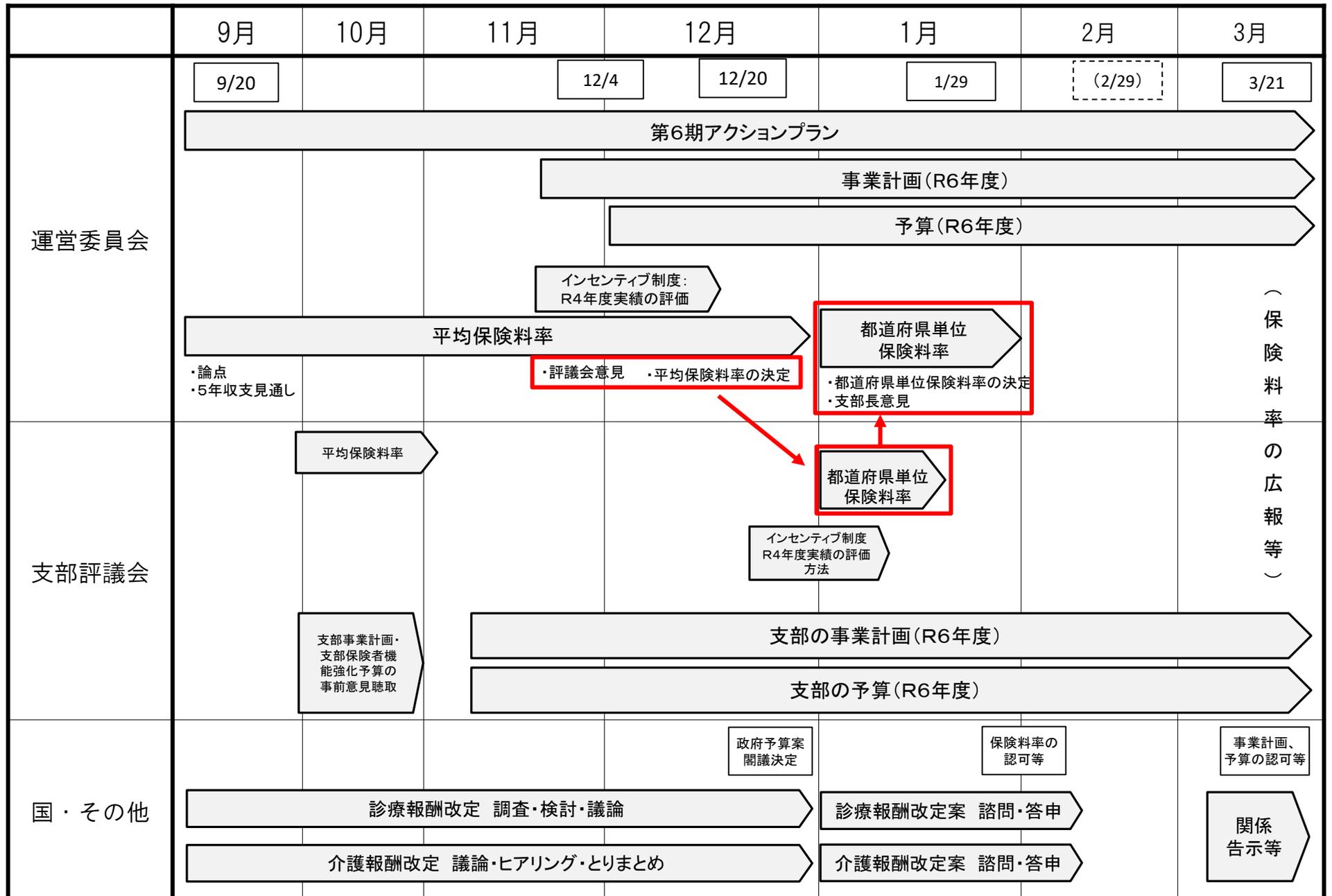
令和6年度平均保険料率について〈支部評議会における主な意見〉

全国健康保険協会 大分支部

【目次】

(1). 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール(現時点での見込み)	P2
(2). 令和6年度平均保険料率について(支部評議会における意見)	P3
(2-①). 大分支部からの平均保険料率に関する意見について	P4
(2-②). 平均保険料率10%を維持するべきという支部の主な意見について	P5
(2-③). 平均保険料率維持と引き下げ両方の意見がある支部の主な意見について	..	P6
(2-④). 引き下げるべきという支部の意見について	P7

(1). 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）



(2). 令和6年度平均保険料率について(支部評議会における意見)

令和5年10月に開催した支部評議会において、

・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025(令和7)年度に向けて後期高齢者支援金が増大していくなど、今後の協会けんぽの財政は楽観を許さない状況であること

・協会けんぽの財政について、持続可能性の観点から、「大きな変動がない限り、中長期的に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないこと

等について丁寧にご説明申し上げた上で、「令和6年度保険料率についての支部評議会における意見」を本部に提出いたしました。

全国の評議会の意見提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

※()は去年の支部数

意見の提出なし 0支部(0支部)

意見の提出あり 47支部(47支部)

- | | |
|-------------------------|------------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 40支部(39支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 6支部(7支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1支部(1支部) |

(保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし)

(2-①). 大分支部からの令和6年度保険料率に関する意見について

(令和5年10月26日開催 大分支部評議会)

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料については、10%を維持することはやむを得ないという意見が多数であったが、一部の評議員からは、引き下げを検討すべきという意見も出た。
- ・ 保険料率変更の時期は、令和6年4月納付分(3月分)からでよい。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- ・ 平均保険料率を下げるのは難しいが10%が限界と考えるのであれば、都道府県単位保険料率に差がある中で、納得できる範囲の上限を設定することで平均保険料率10%も容認できるようになるのではないか。
- ・ 国では苦しい世帯に対策をしていくという流れがある中で、準備金が積み上がっているのであれば、保険料率を一旦下げ、世帯の負担を減らすような流れにしてもよいのではないか。
- ・ 保険料率の議論にあたって、制度変更、被保険者の範囲拡大、賃金上昇の見込みなど不確定要因があり、議論しづらい状況にある。
- ・ 減税よりも社会保険料の引き下げの議論が出ている中、これだけの準備金を保有していることが批判の対象にもなりうるため、保険料率の引き下げに使わないことについてきちんと説明できるようにしなければならない。

(事業主代表)

- ・ 中小企業が厳しい状況にあることを考えると、少しでも保険料率を下げて欲しいのが本音であるが、制度が持続的かつ安定的に運営されるためには10%維持はやむなしと考える。
- ・ 収支シミュレーションが毎年5年後に赤字に転落するということを繰り返すならば、保険料率の引き下げの議論があっても然るべきと考える。
- ・ 今後収支が悪化した際は、直ちに保険料率を上げる議論をするのではなく、国庫補助率の引き上げや後期高齢者支援金の在り方について議論するなど、本来の保険制度の在り方を議論すべき。

(被保険者代表)

- ・ 数年後には赤字転落することを考慮すると、保険料を下げるということは考えづらく、10%維持が限界であると考える。
- ・ 被保険者の負担が増えていく中で、後期高齢者支援をどれだけしなければならないのか気になっている。

(2-②). 平均保険料率10%を維持すべきという支部の主な意見について

(宮城支部評議会意見)

・協会財政の現状認識と中長期的な視点で安定した財政運営を目指すことについては、一定の理解ができるものであり、平均保険料率の10%維持に異論はない。

(埼玉支部評議会意見)

・平均保険料率10.0%を維持すべきという意見である。ただし、遠くない将来に単年度収支で赤字となる時期が到来することから10.0%維持を支持するものである。しかし、協会としても引き続き保険財政の持続性の観点から制度改革など国への働きかけを強化していくこと、協会の保険財政の仕組み・現状、特に赤字構造でありながら準備金が毎年度積み上がることについて加入者・事業主へより理解が深まる広報をさらに進めていくこと、都道府県料率が一定期間変動しない仕組み、フォーミュラ(料率の算定方法)の見直しについて検討をいただくこと、以上の3点を実施いただくようお願いしたい。

(大阪支部評議会意見)

・令和6年度保険料率について、中長期的な運営を見据え、10%を維持することはやむを得ないが、10%を超えないよう抜本的な赤字構造の解決策について議論すべきではないか、都道府県単位保険料率の算定方法を見直すべきではないかという意見が出された。

(愛媛支部評議会意見)

・平均保険料率については中長期的に考え、できる限り10%を維持することが望ましいことから、令和6年度は10%を維持することでやむを得ない
・準備金は医療費の伸びを抑える事業に活用し、できるだけ長く保険料率10%を維持してもらいたい。

(2-③). 平均保険料率維持と引き下げ両方の意見がある支部の主な意見について

(山形支部評議会意見)

・平均保険料率については10%維持が妥当という意見が多数であったが、一部の評議員からは下げるべきという意見も出された。

(滋賀支部評議会意見)

・平均保険料率をどうするかについては、これまでの経緯や、今後の見通しからも判断が難しく、10%維持は必要という意見や、単年度収支均衡の原則から保険料率を引き下げるべきという意見、国庫補助率の引き上げ、準備金残高が法定率を超えて増大し続けている状況に対して適正水準を求める意見や、事業主・加入者への還元など少しでも負担軽減につながることを考えるべきといった意見があった。

(兵庫支部評議会意見)

・平均保険料率については、引き下げるべきという意見と、10%維持でもやむを得ないという意見があった。
・議論のもととなるシミュレーションについて、事務的に従来通りのものを出すのではなく、実情に合わせたものを提示してほしいという意見があった。特に、賃金の伸び率について、政府政策や直近の動向を加味して、シミュレーションにおける賃金の伸び率を高く設定したパターンを示すべきという意見が多かった。

(福岡支部評議会意見)

・平均保険料率について10%維持でやむを得ないとの意見が多数を占めたが、一方で引き下げるべきとの意見もあった。

(2-④). 引き下げるべきという支部の意見について

(佐賀支部評議会意見)

○都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあつた。しかし、地域の医療費は医療提供体制など多くの要因が関係しており、単純に医療給付費が高いことをもって、佐賀支部の事業主・加入者に全国一高い保険料負担を求めることは、相互扶助の観点から容認できるものではない。

○協会けんぽの財政について中長期的に考えるという基本スタンスは一定程度理解できるものの、準備金残高が積み上がっている状況を鑑みれば、令和6年度の保険料率に関しては、臨機応変な財政運営の原則に立ち返り平均保険料率を引き下げるべきと考える。また、都道府県単位保険料率を見直し、全国一律の保険料率に戻すことも含めた議論を開始すべきである。

○制度の見直しに時間がかかるのであれば、少なくとも都道府県単位保険料率に上限と下限を設定し、支部間較差が一定範囲内の料率となるような制度設計に着手すべきである。また、準備金については適正な水準を設定したうえで、超過分相当額については、現在保険料を負担している事業主・加入者に還元するなどの枠組みを設計すべきである。

○収支見直しについて一定の前提のもと機械的に試算を行っているが、従来の指標に限らず、社会情勢等の変化を踏まえた様々な指標を加えた精緻な分析に基づき、平均保険料率のあるべき水準について議論するべきと考える。

○医療費の伸び率を抑制するために、OTC医薬品と同一の有効成分を含む医療用医薬品に対する保険給付の在り方の見直しの提言など、保険者として関係各方面への意見発信をより一層推進すべきである。

○支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた(健康保険法第7条の21第1項)趣旨に鑑み、都道府県単位保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すべきである。

